

WTO農業交渉に関する要請

平成20年12月8日
全国農協青年組織協議会



食料自給率が40%と著しく低いわが国にとって、食料増産を通じた食料主権の確立が農林水産行政の根本となっていることは、私たち若い農業者にとっては心強い限りであり、私たちは期待に応えるべく、誇りを持って農業に従事しています。

しかし、WTOドーハ・ラウンド交渉は、12月の閣僚会合を視野に、年内のモダリティ確立に向けた動きが再び加速しています。

仮に、従来からのわが国の主張を新たな農産物貿易ルールに反映できないこととなれば、日本の農業生産に対する直接的な打撃のみならず、農業の将来に対する若い農業者の希望をも失わせるものとなります。

自由貿易をかかげ、農産物の輸入を迫る一方で、自国の食料確保を優先し、貿易相手国の食料事情を無視した一方的な輸出規制が平然とまかり通っているような現在の食料貿易の状況の中で、早期妥結のみを優先させ、自由化をさらに拡大することとなれば、わが国のみならず、世界各国の食と農の将来に重大な禍根を残しかねないと懸念します。

交渉は、かつてない重大局面を迎えようとしています。下記事項の実現に向けて、政府一体となって毅然とした対応を堅持するよう強く要請します。

記

1. 100%を超える農産物関税は対象品目数を厳しく制限するとともに、代償を求める議長案となっているが、食料純輸入国にのみ一方的な犠牲を強いる上限関税は断固阻止すること。
2. 国内農業生産、地域経済の維持等に不可欠な米麦、乳製品などの基幹品目を守るため、十分な数の重要品目を確保するとともに、砂糖などについて自主指定を可能とすること。
3. ミニマム・アクセス米は現在でも極めて過重な負担となっており、関税割当の拡大幅を可能な限り圧縮するなど、重要品目の取り扱いについて最大限の柔軟性を確保すること。
4. 輸入急増の影響に対処し得る特別セーフガード（SSG）の仕組みを堅持すること。

以上